

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県養蜂振興法施行細則	1
◎高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則	7
告 示	
◎告示（災害対策基本法による地方公共機関の指定）の一部改正（危機管理・防災課）	8
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会規則	
◎平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則	8
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	9

 規 則

高知県養蜂振興法施行細則をここに公布する。
 平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第88号

高知県養蜂振興法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）を施行するため、法及び養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（蜜蜂の飼育の届出手続）

第2条 法第3条第1項の規定により蜜蜂の飼育の届出をしようとする者は、別記第1号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第3条第3項の規定により蜜蜂の飼育に係る届出事項の変更の届出をしようとする者は、別記第2号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

（蜜蜂の飼育の届出義務を除外する場合等）

第3条 省令第1条第2項第3号の知事が認める場合とは、県内において野生の蜜蜂の飼育を行う場合で、当該野生の蜜蜂が自主的に巣及び蜂房を形成する方法（重箱式養蜂箱を使用するものを含む。）で飼育を行う場合とする。

2 前項に規定する場合以外の場合で、省令第1条第2項第3号の規定による知事の確認を受けようとする者は、別記第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、蜜蜂の飼育の届出義務を除外するときは別記第4号様式に、除外しないときは別記第5号様式による通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

（転飼養蜂の許可の申請手続）

第4条 省令第2条の申請書は、別記第6号様式によるものとする。

（身分証明書）

第5条 法第9条第2項の身分を示す証明書は、別記第7号様式によるものとする。

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

蜜蜂飼育届

蜜蜂の飼育を行いますので、養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 蜜蜂飼育状況（ 年 月 日現在）
飼育している蜜蜂の種類 日本蜜蜂 ・ 西洋蜜蜂

飼育している場所	飼育している蜂群数

- 2 蜜蜂飼育計画（ 年）

飼育の場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育の期間
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 「飼育している蜜蜂の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
3 「飼育している場所」欄及び「飼育の場所」欄は、字及び地番まで記入してください。
4 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
5 記入欄が不足するときは、別紙1又は別紙2に記入して、添えてください。
6 毎年1月31日までに届け出てください。

別紙1

蜜蜂飼育状況

飼育している場所	飼育している蜂群数

別紙2

蜜蜂飼育計画

飼育の場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育の期間
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 [㊟]
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

蜜蜂飼育変更届

蜜蜂の飼育について届け出た事項に変更がありましたので、養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更年月日

年 月 日

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 変更事項が蜜蜂の飼育の場所の場合は、その場所の字及び地番まで記入してください。
- 3 変更があった日から1月以内に届け出てください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認申請書

養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認を受けたいので、高知県養蜂振興法施行細則第3条第2項の規定により申請します。

記

- 1 蜜蜂の飼育の場所
- 2 飼育する蜜蜂の蜂群数
- 3 蜜蜂の飼育の期間
- 4 蜜蜂の飼育の方法

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 「蜜蜂の飼育の場所」欄は、字及び地番まで記入してください。

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ④

蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認通知書

年 月 日付で申請のありました養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認については、高知県養蜂振興法施行細則第3条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

養蜂振興法第3条第1項ただし書及び養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定に該当しますので、同法第3条第1項の規定による届出の必要はありません。

第5号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



蜜蜂の飼育の届出義務に関する通知書

年 月 日付で申請のありました養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認については、高知県養蜂振興法施行細則第3条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

次の理由により養蜂振興法第3条第1項ただし書及び養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定に該当しませんので、同法第3条第1項の規定により毎年1月31日までに蜜蜂の飼育の届出をすること。

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。））、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

転飼養蜂許可申請書


養蜂振興法第4条第1項の蜜蜂の転飼の許可を受けたいので、養蜂振興法施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	飼育予定最大計画蜂群数	転飼しようとする期間	飼育者の住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
高知県収入証紙貼り付け欄				

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 「転飼しようとする場所」欄は、字及び地番まで記入してください。
- 3 転飼しようとする場所について、別添の転飼養蜂土地使用承諾書を添えてください。
- 4 記入欄が不足するときは、別紙に記入して、添えてください。
- 5 転飼しようとする日の2月前までに申請してください。

(別添)

転飼養蜂土地使用承諾書

転飼しようとする者	住所（主たる事務所所在地）			
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）			
最大計画蜂群数		転飼しようとする期間	月 日から 月 日まで	
転飼しようとする場所				
上記のとおり転飼養蜂に伴う所有地の使用を承諾します。 年 月 日 土地所有者 住所 氏名				
転飼しようとする場所の周辺の見取図				
				

別紙

転飼養蜂許可申請事項

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	飼育予定最大計画蜂群数	転飼しようとする期間	飼育者の住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

第7号様式（第5条関係）

← 12センチメートル →

写真貼り 付け箇所	立入検査証	第 号
	所属	
	職名	
	氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
<p>上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p>		

↑ 6センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルとする。

（裏面）

養蜂振興法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第89号

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年高知県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の算式中

「 $\frac{(7-C)}{50}$ 」を「 $\frac{(9-C)}{50}$ 」に、 $\frac{7}{50}$ を $\frac{9}{50}$ に改める。

第3条第1項第2号中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「当該市町村の1人当たり実績給付費を1人当たり県平均実績給付費で除して得た数（当該数に小数点以下第5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。以下「給付費指数」という。）が1.05以上」を「前年度の当該市町村の地域差指数（施行規則第32条の8第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額から当該見込額のうち災害その他の特別の事情によるものを控除した額を当該年度の当該各号ロに掲げる額の見込額で除して得た数（当該数に小数点以下第4位未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）をいう。以下この項において同じ。）が1.20以上」に改め、同項第1号中「給付費指数が1.05以上1.10未満」を「地域差指数が1.20以上1.30未満」に改め、同項第2号中「給付費指数が1.10以上1.20未満」を「地域差指数が1.30以上1.40未満」に改め、同項第3号中「給付費指数が1.20以上」を「地域差指数が1.40以上」に改め、同条第3項を削る。

第4条第2項第1号中「県平均被保険者数」を「県平均被保険者数（各市町村の平均被保険者数（第6号に規定する平均被保険者数をいう。第3号及び第5号並びに第6条第1項において同じ。）の合算数をいう。以下同じ。））」に改め、同項に次の2号を加える。

- (5) 給付費指数 当該市町村の1人当たり実績給付費（前条第1項の規定による合算額を平均被保険者数で除して得た額をいう。）を1人当たり県平均実績給付費（各市町村の同項の規定による合算額の合計額を県平均被保険者数で除して得た額をいう。）で除して得た数（当該数に小数点以下第5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。）
- (6) 平均被保険者数 前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における被保険者の数の合算数を12で除して得た数

（当該数に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。）

附則第3項中「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項の表中

第3条第3項第1号	被保険者の	一般被保険者の
	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第3条第3項第2号	平均被保険者数の	平均一般被保険者数の
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数

を削り、

第4条第2項第1号及び第2号	被保険者に	一般被保険者に
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数

を

第4条第2項第1号	被保険者に	一般被保険者に
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
	平均被保険者数（	平均一般被保険者数（
	平均被保険者数を	平均一般被保険者数を
第4条第2項第2号	被保険者に	一般被保険者に
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数

に、

第4条第2項第4号	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
-----------	----------	------------

を

第4条第2項第4号	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
第4条第2項第5号	を平均被保険者数	を平均一般被保険者数
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
第4条第2項第6号	平均被保険者数	平均一般被保険者数
	被保険者の	一般被保険者の

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の規定は、平成24年度における都道府県調整交付金から適用する。

告 示

高知県告示第774号

昭和37年10月高知県告示第448号（災害対策基本法による地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

「高知市本町四丁目1番24号」を「高知市大原町80番地2」に、「高知市南の丸町5番地17」を「高知市南ノ丸町5番地17」に、「社団法人高知県看護協会」を「公益社団法人高知県看護協会」に、

「高知市本町三丁目2番15号 株式会社高知新聞社」を

「高知市本町三丁目2番15号 株式会社高知新聞社
高知市丸ノ内一丁目7番45号 社団法人高知県歯科医師会
高知市丸ノ内一丁目7番45号 社団法人高知県薬剤師会」に改める。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第11号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第8条第2号」を「第8条第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 条例第8条第2号の経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、奨学金の貸与を受けた者が経済的な理由により奨学金を返還することが困難な状況にあるものとして県教育長が定める要件に該当していることとする。

5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、当該期間が終了する際においても前項の要件に該当しているときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。

6 前項後段の規定は、当該延長した期間が終了する際（この項の規定の適用がある場合を含む。）について準用する。

第17条に次の1項を加える。

8 第1項及び第2項の規定は、第5項（第6項において準用する場合を含む。）又は前項の規定に基づき奨学金の返還の猶予の期間の延長を受けようとする者について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第33号

平成25年4月1日における特定の職務の級の切替えに関する規則

（趣旨）

第1条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号。以下「改正条例」という。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「改正後の条例」という。）附則第15項の規定による職務の級の切替え及び改正条例附則第2項の規定による職務の級の切替えに伴う経過措置その他改正条例の施行に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。（改正後の条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員）

第2条 改正後の条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員

は、平成25年4月1日（次条において「切替日」という。）前に職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）別表第13高等学校等教育職給料表級別資格基準表の職種欄に掲げる実習助手又は寄宿舎指導員としてその適用を受け、その者の属する職務の級を2級とされた職員とする。

（職務の級の切替えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き改正後の条例別表第2高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）について改正条例附則第2項の規定を適用する場合には、同項中「その差額」とあるのは、「その差額に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えられた公立学校職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額」とする。

（この規則により難い場合の措置）

第4条 改正後の条例附則第15項の規定による職務の級の切替え及び改正条例附則第2項の規定による職務の級の切替えに伴う経過措置について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）
- 2 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第5号ただし書中「附則第12項又は」を「附則第12項若しくは第15項又は」に改める。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会規則第34号

##### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項に次のただし書を加える。

ただし、第3号に掲げる特殊勤務手当にあつては、別表第4の勤務箇所欄に掲げる家畜保健衛生所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員に限り支給するものとする。

第9条第4項第10号を同項第11号とし、同項第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「第13条第2項の表備考4」を「第13条第2項の表備考5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当（職員の条例第13条第2項の表備考4の規定により加算する同表6の項の右欄の額の100分の100に相当する額に限る。）

別表第1の6を次のように改める。

## 6 感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）

| 支給の対象                                                                                                                                                                                                                          | 金額            | 備考                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 本庁、福祉保健所、衛生研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員が、次に掲げる感染症その他高度の伝染性を有する疾病として知事が指定するものの防疫の作業又は治療に従事したとき。<br>コレラ 痘そう 発しんチフス<br>ペスト 黄熱 回帰熱 赤痢（疫痢を含む。） 腸チフス<br>パラチフス しょう紅熱 ジフテリヤ 流行性脳脊髄膜炎 日本脳炎 急性灰白髄炎 活動性感染性結核 流行性脳炎 狂犬病 炭そ プルセラ病 鼻そ結核病 出血性敗血症 豚丹毒 | 1日当たり<br>290円 |                                                                     |
| 2 職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。                                                                                          | 1日当たり<br>380円 | 職員の条例第13条第2項の表備考4の人事委員会規則で定める作業は牛のと殺とし、同備考4の同表6の項の右欄の額は金額欄に定める額とする。 |

別表第1の17の表中「第13条第2項の表備考4」を「第13条第2項の表備考5」に、「同備考4」を「同備考5」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。